平成２８年（フ）第２０号
広島県三原市沼田東町釜山1882番地２
債務者　波止元　玲
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５３号
広島県福山市霞町３丁目５番８号
債務者　濱田　昭夫
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５６号
広島県福山市春日町７丁目12番20―106号　グレイスランド
債務者　岡田智恵美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３５号
山口県光市浅江７丁目26番５―103号、前住所山口県周南市長田町５番６号
債務者　原田　孝政
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３６号
山口県下松市大字末武上341番地４　リヴィエール・エキⅠ―203号
債務者　林　　克幸
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６１号
愛媛県松山市南江戸１丁目11番22号
債務者　山本多美子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
愛媛県松山市針田町92番地１　ゴーシハイツ205号
債務者　泉田　哲宏
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
愛媛県松山市谷町85番地　第３吉野マンション408号
債務者　安岡　和子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
愛媛県松山市古三津１丁目４番７号
債務者　坂本　正廣
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
佐賀県鳥栖市村田町343番地１　ルネスラシェーズⅡ101
債務者　大黒田　覚
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4090番地10　市営中多久駅前改良住宅　Ｃ32号
債務者　今泉　美幸
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2435番地１
債務者　内野真奈美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2346番地30　松瀬アパート３号
債務者　福島　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６号
宮崎県日南市西弁分１丁目２番地３
債務者　谷口　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１８号
宮崎県串間市大字西方14192番地
債務者　森　テイ子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３４号
宮崎県小林市細野1847番地７　河野貸家
債務者　黒木　佳子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３２号
岩手県北上市大堤西２丁目11番13号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部